

会 議 録 目 次

令和4年第2回海田町議会定例会（第1日目）

令和4年3月1日（火）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	7
日程第4	同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について……………	10
日程第5	第2号議案 工事請負契約の変更について (海田町新庁舎建設等工事（建築）)……………	12
日程第6	第3号議案 工事請負契約の締結について (海田町新庁舎建設工事（電気）)……………	15
日程第7	第4号議案 工事請負契約の締結について (海田町新庁舎建設工事（機械）)……………	18
日程第8	第5号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
日程第9	第6号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第10号）……………	22
日程第10	第7号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)……………	36
日程第11	第8号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)……………	38
日程第12	第9号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算(第3号)……………	39
日程第13	第10号議案 令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)……………	41
日程第14	施政方針……………	43
	(延 会)……………	50

令和4年第2回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和4年3月1日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月1日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育	次長	森山真文
下水道担当	参事	龍岩広幸
建設部	次長	門前誠司
企画	課長	藤原靖
魅力づくり推進	課長	脇本健二郎
財政	課長	吉本真人
総務	課長	中村修介
税務	課長	松井良哲
防災	課長	宮垣将司
デジタル推進	課長	下野武士
町民生活	課長	水川綾子
住民	課長	近森茂
社会福祉	課長	杉本幸穂
こども	課長	新藤正敏
長寿保険	課長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
上下水道	課長	木村生栄
建設部付	課長	早稲田誠

(地方公営企業法適用化担当)

会 計 管 理 者	中 川 修 治
生 涯 学 習 課 長	中 下 義 博
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監	松 本 孝 司
新 庁 舎 整 備 室 長	山 田 長 秀
環 境 セ ン タ ー 所 長	谷 川 雅 彦
建 設 課 主 幹	矢 熊 健 治

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 倉 本 勇 登 |
| 主 査         | 水 野 啓 太 |
| 主 任         | 辻 千 奈 美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
 - ①議会報告
 - ②行政報告
- 日程第4 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第5 第2号議案 工事請負契約の変更について（海田町新庁舎建設等工事（建築））
- 日程第6 第3号議案 工事請負契約の締結について（海田町新庁舎建設工事（電気））
- 日程第7 第4号議案 工事請負契約の締結について（海田町新庁舎建設工事（機械））
- 日程第8 第5号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第6号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 第7号議案 令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 第8号議案 令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 第9号議案 令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 第10号議案 令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第2回海田町議会定例会を開会いたします。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、新型コロナウイルス感染の拡大は発生から丸2年が経過した今もいまだ収束の気配が見えず、我々の社会や生活を劇的に変化をさせ、住民の皆さんの精神的な疲労は相当なものとなっております。また、物流や梱包資材のコストの高騰や原油価格の高値による原材料やガソリンの値上げ、人件費の上昇により、生活用品や外食産業の値上げなどが相次ぎ、我々の生活に様々な影響が出ております。一方、3回目のワクチン接種も開始されましたが、接種を選択しない人に対する差別や感染者やその家族、医療従事者に対する偏見を持つ人もあり、このような不当な差別が起こらない社会にしていかなければなりません。そうした中で、全国の自治体ではこの困難を皆で乗り越えるために様々な工夫をしながら、少しでも前向きに元気になれるよう、コロナに負けない取組が始まっております。本町でも町民の皆様が安心できる生活、笑顔の絶えない地域社会を取り戻していけるよう、新しい取組が期待されます。さて、今定例会は新庁舎移転事業を進める中で、新型コロナウイルス感染症対応や災害対策などの令和4年度当初予算を審議する極めて重要な議会であります。コロナ禍ではございますが、十分な審議と速やかな円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。この際、町長から発言の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆さん改めまして、おはようございます。本日、令和4年第2回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町民並びに事業者の皆様には新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、心より感謝申し上げます。本定例会には、同意1件、契約変更1件、契約認定2件、条例改正8件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、

よろしくお願ひ申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第28に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、13番、崎本議員、14番、前田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月14日までの14日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの14日間と決めます。

この際、議長より、議員及び執行部の皆様にお願ひをいたします。発言される際にはマスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすい、また声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆様には、挙手の際には職名を名乗っていただきますよう、お願ひをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付をしております12月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、令和3年12月22日及び令和4年2月21日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から議会の概略について御報告を申し上げます。それでは、令和3年12月22日に開催された令和3年第3回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告を申し上げます。第3回定例会におきましては、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず、決算認定として、令和2年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計歳入総額5億3,185万4,972円、歳出総額4億9,836万2,678円、差引総額3,349万2,294円、

特別会計歳入総額10億1,285万6,095円、歳出総額9億6,026万2,611円、差引総額5,259万3,484円となりました。監査委員から、各会計とも適正に処理をされていると報告を受け、全会一致で認定をされました。次に、補正予算として、まず、令和3年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ424万8,000円追加し、予算総額を5億8,263万6,000円とするものと、令和3年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ42万1,000円減額し、予算総額を13億5,760万8,000円とするもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、令和4年2月21日に開催されました令和4年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。第1回定例会におきましては、予算案件2件、その他案件1件が提出され、まず、予算案件では令和4年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,050万7,000円と定めるもので、次に、令和4年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,374万円と定めるもので、いずれも全会一致で原案どおり可決されました。次に、その他の案件として、令和4年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてが審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計2,470万4,633円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計2億5,673万5,243円と決定されました。なお、関係資料については議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、令和3年第3回及び令和4年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

続いて、次に2月15日に、令和4年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます下岡議員から議会の概略について報告を求めることといたします。下岡議員。

○9番（下岡）広島県後期高齢者医療広域連合議会報告。令和4年2月15日に令和4年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件1件、条例案件1件、予算案件4件が提案されました。まず、人事案件として、議案第6号、広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、東広島市長の高垣廣徳氏が全会一致で選任されました。次に、条例案件として、2年に1度の保険料率改定に伴い、令和4年度及び令和5年度の保険料率を定めることなどについて、議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条

例の一部改正が全会一致で可決されました。次に、予算案件として、議案第2号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号及び議案第3号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号が全会一致で可決されました。続いて、議案第4号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ14億5,841万1,000円とし、議案第5号、令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ4,349億4,176万円とし、いずれも全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和4年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）続いて、2月16日に、令和4年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催されました。組合議員である私から議会の概略について御報告をいたします。それでは、令和4年2月16日に開催されました令和4年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会について御報告をいたします。第1回定例会におきましては、補正予算1件、当初予算1件が提出されました。補正予算として、令和3年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算が提出され、歳入歳出それぞれ1億5,270万1,000円を追加し、予算総額をそれぞれ47億4,992万1,000円とするもので、全会一致で可決をされました。続いて、当初予算として、令和4年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出され、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、38億9,083万3,000円と定めるもので全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和4年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。

なお、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。委員会関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、必要な方は御覧いただくようお願いいたします。

続きまして、広島県町議会議長会令和3年度自治功労者表彰につきましては、町議会議員として14年以上の在職の私が表彰を受けました。また、広報コンクール表彰については、海田町議会が広報部門で特選を受賞いたしましたので、皆様に御報告を申し上げたいと思います。以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田） それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、県と連携して情報収集を行い、住民に対して広報かいた、ホームページ、ライン等のSNSや町内放送等で情報提供や注意喚起を行うとともに、高齢者及び障がい者施設、保育所、児童クラブ等にガウンや消毒液等の配付を行いました。また、海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町の対応方針などについて協議しました。ワクチン接種につきましては、3月1日時点で3回目の接種を終えた65歳以上の高齢者は5,801人で、接種率は80.0パーセント、全体では7,978人、接種率は29.8パーセントとなりました。次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、総合支援資金の貸付等を利用して、なお生活に困窮する世帯の自立を支援するための生活困窮者自立支援金につきましては、2月28日現在で延べ19世帯に支給しております。次に、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うための住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてでございますが、2月28日現在で1,547世帯に支給しております。次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するため、児童1人につき10万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、2月28日現在、2,917世帯に対し、5,041人分を支給しております。次に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等でございますが、中小事業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、2月28日現在、延べ463件となっております。次に、海田町感染拡大防止・地域経済応援クーポン第3弾でございますが、前回よりも多い121店舗に利用登録店として参加していただき、1月5日から使用を開始し、2月28日で使用期間を終了しております。2月22日現在で利用率は59.7パーセントとなっております。

次に、新庁舎整備についてでございますが、2月末には敷地地盤を強化するための液状化対策工事を完了し、現在はくい工事を進めております。なお、本定例会には新庁舎建築工事の変更契約、電気・機械設備工事の契約認定に係る議案、並びに建設工事予算及び新庁舎備品整備に係る債務負担行為を御提案しております。

次に、災害支援協定の締結についてでございますが、2月21日、特定非営利活動法人FOOT&WORKと災害備蓄物資に関する協定を締結いたしました。

次に、防災教育についてでございますが、12月18日に織田幹雄スクエアにおいて、広島テレビアナウンサーの宮脇靖知氏を講師に迎え、防災リーダー育成講座を実施いたし

ました。この講座は地域防災活動の中心的役割を担う人材を育成するもので、15人の参加がありました。現在、防災リーダー認定者数は114人となっております。また、2月24日にも、同講座の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため中止いたしました。

次に、国土強靱化についてでございますが、12月24日に今後発生すると考えられる自然災害に備え、災害から住民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう、強さとしなやかさを備えた海田町を目指すため、海田町国土強靱化地域計画を策定いたしました。今後は本計画に基づき、課題解決のための必要な施策・事業を推進してまいります。

次に、消防出初式についてでございますが、1月9日に海田町消防出初式を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため中止いたしました。

次に、12月15日から広島広域都市圏オープンデータポータルサイトの公開が始まりました。このサイトは広島市をはじめとする25市町で構成する、広島広域都市圏の構成市町が所管するデータの公開を行うもので、本町におきましても地域・年齢別人口、指定緊急避難場所一覧などのデータを公開しております。

次に、人権講演会についてでございますが、12月10日に織田幹雄スクエアにおいて障がい者理解をテーマに開催し、105人の御来場をいただきました。

次に、1月、寺迫二丁目において、宗教法人出崎森神社小さくら保育所が移転開所し、2月には南幸町において、学校法人住田学園みどりのもりこどもえんが新規開園されました。また、本日、南幸町において、社会福祉法人住田学園福祉会みどりのもり児童クラブが新規開設されました。

次に、海田東小学校区児童クラブと海田南小学校区児童クラブの運營業務受託者の選定につきましては、3者から企画提案があり、審査によりシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を受託候補者として決定、委託契約を締結し、4月1日から継続して運営を委託する予定でございます。

次に、2月4日に、第58回海田町都市計画審議会を開催し、海田町都市計画マスタープラン及び海田町立地適正化計画について承認する旨の答申をいただきました。

次に、学校教育につきましては、通級指導教室に関する実践研究及び町内の特別支援教育推進への貢献が認められ、教職員組織として海田南小学校が、また、教職員として

海田西小学校の教諭1名がそれぞれ文部科学大臣表彰を受賞しました。また、外部人材を活用し、家庭を巻き込んでの防災教育の実施や、児童や教職員の防災意識の涵養に積極的に取り組んだことが認められ、海田南小学校が令和3年度広島県学校保健及び学校安全表彰を受賞しました。

次に、12月9日に、世界陸連から世界の陸上界の歴史において多大なる貢献を果たした個人や団体に贈られるヘリテージプラークが新たに発表され、織田幹雄氏がレジェンドのカテゴリーで選出されましたので、町民の皆様に対し周知いたしました。

次に、生涯学習についてでございますが、まず1月14日に、社会教育委員の長谷川勉さんが生涯学習の推進、社会教育行政の振興に貢献された功績から令和3年度広島県教育賞を受賞されました。

次に、12月12日に一般社団法人海田町文化スポーツ協会との共催で、第52回海田町織田幹雄記念マラソン大会を瀬野川河川敷特設コースにおいて開催しました。新型コロナウイルス感染症予防対策として規模は縮小しましたが、86人の参加がありました。

次に、令和4年成人祭についてでございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、5月1日に延期することとし、対象者の方には速達で直接お知らせするとともに、ホームページ、ライン等のSNSで周知をいたしました。

次に、1月24日に、第2回織田幹雄書道展の選考会を行い、入賞者を決定しました。入賞者の作品は織田幹雄スクエアへ3月7日から展示し、その後、海田東公民館、ふるさと館、ひまわりプラザにおいて巡回展示する予定としております。以上、簡単ではございますが、行政執行の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、同意第1号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります林孝さんの任期が令和4年3月23日をもって満了となることに伴い、教育委員会委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いするものの氏名は引き続き、林孝さんでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第1号、教育委員会委員の任命の同意について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。現教育委員会委員の林孝さんの任期が令和4年3月23日をもって満了となることに伴いまして、引き続き、林孝さんを教育委員会委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年でございます。教育委員会委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、林孝さんの経歴について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在68歳でございます。職歴でございますが、昭和56年4月から広島大学教育学部助手を務められ、平成元年4月から広島大学学校教育学部助教授、平成13年4月から広島大学大学院教育学研究科助教授、平成20年5月から広島大学大学院教育学研究科教授、平成23年4月から平成27年3月まで広島大学附属東雲小学校長及び同東雲中学校長、平成31年4月から広島大学大学院教育学研究科特任教授、令和2年4月から広島大学大学院人間社会科学研究科名誉教授に就任しておられます。また、平成29年度からは広島県生涯学習審議会会長、平成30年度から広島県社会教育連絡協議会会長に就任され、平成14年3月から現在に至るまで海田町教育委員会委員として御活躍されているところでございます。これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。同意第1号についてはこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれを同意すること

に決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第2号議案、工事請負契約の変更について、海田町新庁舎建設等工事、建築、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第2号議案、工事請負契約の変更について。海田町南昭和町地内において施工する海田町新庁舎建設等工事、建築、の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、議案書2ページをお願いします。第2号議案、工事請負契約の変更についてでございます。令和3年第1号議案により議決を得た海田町新庁舎建設等工事、建築、の請負契約の請負金額について変更するもので、請負金額21億9,450万円を22億2,603万7,000円に改めるものでございます。続きまして、変更内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原） 新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田） 資料1、海田町新庁舎建設等工事、建築、の変更契約についてをお願いいたします。1番の変更内容についてでございます。既契約の請負代金額21億9,450万円を22億2,603万7,000円に増額するもので、差額は3,153万7,000円の増となります。工期については変更ありません。次に2についてでございます。昨今の鋼材類の著しい価格高騰に伴い、建設工事請負契約約款第25条に定めのある、国内で特別な要因により人件費や材料費等の価格に著しい変動が生じた場合に発注者又は受注者の双方が請負代金の変更を請求することができる、いわゆるスライド条項のうち、第5項単品スライドの適用について、工事受注者から請求があったため、契約の定めにしたがい、発注者の負担分を増額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。久留島議員。

○11番（久留島） この庁舎の件に関しては、今までの経緯で、総額当初29億、それから38億、それから44億と、やはり、オリンピック需要の資材高騰のため、スライド制をやってきました。それで、最後に金額がトータル出たときに、私はもうこれ以上値上げはないですかと言ったら、もうこれ以上一切ありませんという返答をもらいました。それについて、またこの度、スライド制を適用されて、また値上がりがあるということで、

これは私、町民感情に寄り添うつもりになったら、ちょっと難しいと思うんですね。それで、業者の方には申し訳ないんですが、技術力と企業努力によって解決してもらいたいと思いますが、その交渉はできますかどうか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）この度の受注者さんのほうから請求のあった単品スライドにつきましては、受注者さんの判断によりまして、これまでの契約した金額では今後の発注、材料の発注でしたり、工事の進行スケジュールどおりな工事の進行に支障があるということで、受注者さんの判断で契約条項に基づいて請求されたものでございます。したがって、町としましては、その契約の定めに従って適切に協議を行い、必要な負担分がもし町にあるという判断になればお支払いをしなければならぬというふうな考え方でおります。この度につきましてはそういった協議の中で、確かにその受注者の責に負えない負担があったと、金額の上昇があったということでやむを得ず町として負担することに決定したものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）事情は分かるんですよ。事情は分かりますが、過去の経歴がそういうふうにとんどんとんどん上げてきて、もう町民はほとんど困るとるんですね。それに業者の方も企業努力によってできるかどうか、それをお話しされたらどうですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）この度の請求に当たりまして、もちろんいきなり請求をするということになったことではございません。業者さんのほうから、昨今、鋼材料の価格がどんどん上がっているというところで、どうしても今回の庁舎は2階から上が鉄骨造ということで大量の鉄、鋼材類を使用します。今後、スケジュールを適切に進めるに当たって、やはり支障があるという判断をもって、企業さんのほうが受注者さんのほうが請求をしてきたことでありまして、これについては、契約の定めに従って、適切に処理をしなければならぬと、町としても考えておりますので、このような形を取らせていただいております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それも分かりますが、過去にこの例がないというふうな答弁を聞いておりますので、それは初めてこの海田町がやるということなので、それもちょっと過去に例がないので不思議に思いましてお尋ねしたんですが、海田町始まって以来というこ

とで、また県下でもまだどこも、広島県によってもまだ現在そういうふうな例を聞いていませんので、第1号となるんじゃないかと思うんですが、それも別に問題ないですか。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）いろいろな、そういった世界的な鋼材類の上昇を持ちまして、たまたま、たまたまと言ってもあれなんですけども、今回、海田町のほうがこれだけの大型事業をこの時期に執行をしているというところで、確かに県内で考えれば初めての例になるのかもしれませんが、これ決して、どう言ったらいいんですか、全国的にとか過去に遡って1件もないということはございませんで、全国的に見れば単品スライド適用というのは過去にもございます。ですので、海田町が今のこういった状況の中、この条項を適用して金額を変更するという点については適切な処理であると考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。兼山議員。反対討論。

○7番（兼山）7番、兼山です。約款を否定するものではありませんが、反対理由は2点あります。過去、海田町で一度も発動の実績のないこの単価スライド第5項発動をしなければならなくなったこの現町政に、先ほどの答弁がありましたけど、この時期に大きな事業をする、この情勢が見通せなかったという点、ずっと私が拙速過ぎると言っていた点ですね。それと2点目、あと、総額が下がろうと、やっぱり町民感情からもこの事業のこれ以上の増額の補正予算というのは、私はちょっと賛成できない。その2点ありますので、2号の議案は反対いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像でございます。この議案に対し、賛成の立場から討論させていただきます。この契約は約3年かかる長期の契約でございます。また、この時期、最近、特にニュース騒がしておりますウクライナ侵攻につきましても、この結果、材料費が相当上がっております。その上がっているものを単純に企業に負担しろというのは、当然に問題があるものと思います。契約条項の中にも、そのために単品スライド制度の規定が定められており、当然にそれは必要最小限の範囲で精いっぱい発動させるものは必要不可欠であるものと考えます。また、先ほど来、質問にございましたけども、企業

の努力の中でやるべき、確かにその問題も必要であると考えますが、既に企業においてもこの材料高騰の中、企業努力の範囲を超えているものと私は判断いたしました。以上のことから、やむを得ず、契約を変更することはやむを得ないものと考え、この議案について賛成いたします。どうか皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。お諮りいたします。第2号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第3号議案、工事請負契約の締結について、海田町新庁舎建設工事、電気、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第3号議案、工事請負契約の締結について。海田町南昭和町地内において施工する海田町新庁舎建設工事、電気、の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書3ページをお願いします。第3号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は海田町新庁舎建設工事、電気、工事場所は海田町南昭和町地内、請負金額は3億7,840万円、受注者は株式会社中電工広島統括支社、工期は議決の日の翌日から令和5年7月3日まででございます。

続きまして、資料2の工事入札状況をお願いいたします。この度の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により電気工事でAランクの業者12者を指名いたしました。入札の結果、1者は最低制限価格を下回ったため失格とし、予定価格以下で、また最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した株式会社中電工を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については事前に辞退届が提出され、その辞退理由は技術者の確保が困難であるためでございました。

続きまして、工事内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料3をお願いいたします。海田町新庁舎建設工事、電気、について御説明いたします。工事の概要につきましては、受変電設備として合計1,300キロボルトアンペアのキュービクル、非常用発電設備として300キロボルトアンペア、72時間運転可能なもの、照明は1,307台のLED照明を整備いたします。また、その他の設備といたしまして、電力引込、幹線・動力、コンセント、電話交換、情報通信、テレビ共聴、監視カメラ、情報表示、誘導支援・呼出、電気錠、音響、議場システム、自動火災報知、拡声、中央監視、避雷針設備でございます。次のページをお願いいたします。平面図につきまして、凡例のとおり赤で照明器具を示しております。上から1階、2階、3階、次のページに4階と屋上を記載しております。なお、4階につきましては、青色で受変電設備、緑色で非常用発電設備を示しております。最後に工事スケジュールにつきましては、議会議決のあった日の翌日から令和5年7月3日までを工期としております。具体の工程につきましては記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）入札状況についてですよね。私が以前から申し上げておりますとおり、入札時は何事においても最低制限価格を設けて、事前にそれを、入札に対して最低制限価格に対して見積りを提出したら、今の件や何じゃかんじゃの手法、方法によって、より多くの入札の参加者があると思いますが、現在、同工事の入札でも辞退が大変多い中で、最低制限価格というもんを先に提示したら、それに対して適切に工事ができるかできんかということは業者が適切な判断できることであって、それが一番大切なことだと思いますが、これに対しても最低制限価格があるということは、それで工事ができると考えて最低制限価格を提示されたものであって、それに対してこれが適切かどうか検討されましたか。第1点にそれをお願いいたします。それから、今後、今、道具関係やいろいろな関係で辞退届がありますが、最低制限価格を設けたら、これに対してこれで工事ができると思ったら、まだ入札参加者が増えると思います。工事落札辞退届ばかり出してもらうて、2回も3回も個々に協議しても、それは入札というのには関われないと私はと思いますが、今後、このような入札が、あれを考える必要があると思いますが、それに対してどのようなお考えですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目、最低制限価格につきましては入札制度において適正履行

の確保やダンピングの防止の観点から設けているものでございまして、その価格設定及びこの度の入札結果については適正なものとは判断をしております。次に2点目につきましては、議員御指摘のとおり、入札制度については様々な自治体で試行錯誤を重ねながらいろいろな取組が行われておりますので、今後も引き続き、議会からの御意見や先進事例での取組等を参考にしながら、本町に合った形で取組の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私は、これ適正じゃないと言うておりませんよ。あなた、どう思われとるか知らんがね。適正じゃなかったんじやが、最低制限価格ちゅうのを出しておられる人おるんじやから、この価格に何か至らんところがあつたから、だから、最低制限価格というものを提示したら、それに対して見積り等を適正にやられるから、そのほうがええと思うて、それから、こういう事例が出たから、次の回もそういうあれがありますよね。そういう企業おられますから、それを今の土木関係、今の事情と考えたら、安くやっておられる考えの人がおるから、これが適正かどうかちゅうことを、適正じゃないよ、見積り等が健全に、極端に言うたら、出しゃええというもんじゃなかって、こういうことがあるのかなということを経後のために検討されたかどうかということを知りたいんです。業者かて、あなた方が最低制限価格、昔やったら、最低制限価格を設けてないところ、仕事がなかつたら、それは入札落とされるとも昔はあつたから、今それはいけないから最低制限価格というものを事前に公表されるとこ多いんですよ。県もそうでしょう。あなた方は何か言ったら県に従つちよる言われますがね。いいとこを県に従えばいいんよ、悪いとこ従わんでもええんじやから。そういう考えを持って行政をやってもらいたいからこういうことを言うんですが、これ、これが間違うちよる言うんじやないんですよ。最低制限価格を出しておられる方々が、あなた方はこれ駄目ですよいう、その根拠ちゅうもんがもうちょっと考え直さにゃいけないのじゃないかと思うて、今やったんじやが、その点に関してはどうですか。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） 最低制限価格につきましては、工事ごとに定めてございまして、その算定式は公表しておりますが、その具体の最低制限価格は公表してないところではございます。この度、最低制限価格を下回る価格で失格になった結果を踏まえたところで、何か検討しているのかということにつきましては、最低制限価格制度とは別に、低入札

価格調査制度というものが別にございますので、一定規模以上の大規模工事においては、低入札価格調査制度が導入できないかという点も含めまして、今後も引き続き、調査研究を続けていきたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本）そこをちょっと言うんですよ。やっぱり、先のことを考えてやらなかったら、こういうことばかり起きるんですよ。あなた方は最低制限価格いうて、自分らが勉強して最低制限価格を、これが適当だいうて、何が適当だちゅうことは分からんのでしょうが。コンサルタント、あるいは設計業者、あなた方、入札やって決めて、その方が最低制限価格、この程度じゃ思うて、ね。だから、そこの先をもうちょっと、町長はじめとして、これが適正でやられておるか、それをもうちょっと勉強してもらわなかったら、あなた方もこれが最低制限価格、これが間違いないと言い切る根拠は、私はないと思います。その点に対して、町長をはじめ、もうちょっとこれは最低制限価格ちゅうことがあって、業者の方がそれに対しては、わしは詳しい方がおられると、やっぱりの。そこらをやっぱり今後の課題として勉強すべきだと思うんじやが、町のためにもそのほうが有利じゃと思うんじやが、その考えに対してどうですか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡）今回いただきました御意見でありますとか、今回の入札結果も考慮しながら、引き続き、他団体等の事例も踏まえて研究のほうを続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第7、第4号議案、工事請負契約の締結について、海田町新庁舎建設

工事、機械、を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第4号議案、工事請負契約の締結について。海田町南昭和町地内において施工する海田町新庁舎建設工事、機械、の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書4ページをお願いいたします。第4号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は海田町新庁舎建設工事、機械、工事場所は海田町南昭和町地内、請負金額は3億7,224万円、受注者は東洋熱工業株式会社中国支店、工期は議決の日の翌日から令和5年7月3日まででございます。

続きまして、資料4の工事入札状況をお願いいたします。この度の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、管工事でAランクの業者18者を指名いたしました。入札の結果、1者は最低制限価格を下回ったため失格といたしました。よって、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した東洋熱工業株式会社を落札者と決定いたしました。なお、辞退業者については、事前に辞退届が提出され、その辞退理由は技術者の確保が困難であるためでございました。

続きまして、工事内容について担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田）資料の5をお願いいたします。海田町新庁舎建設工事（機械）についてでございます。工事の概要でございます。空調設備として、室外機を13台、室内機77台、ルームエアコン4台を整備いたします。衛生器具設備として、小便器17台、大便器28台、多機能トイレ6か所、洗面器35台を整備いたします。また、その他の設備といたしまして、給排水、かん水、消火、換気、油配管、自動制御、太陽熱集熱設備を整備いたします。次のページをお願いいたします。平面図につきまして、凡例のとおり、赤で空調設備、ピンクで空調ダクト、青で衛生器具設備を示しております。上から1階、2階、3階、それから次のページで4階、屋上を記載しております。工事のスケジュールにつきましては、工期は議会議決のあった日の翌日から令和5年7月3日までで、具体の工程については記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第8、第5号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第5号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いを考慮して、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） 第5号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。改正内容につきましては、資料6の概要で説明をさせていただきますが、議案書は5ページ、新旧対照表を資料7でお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料6をお願いいたします。まず1の改正の趣旨でございますが、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員の取扱いを考慮して、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等、所要の改正を行うものでございます。2の改正内容につきましては、

（1）として、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和でございます。非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止するものでございます。また（2）として、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務付けを行うものでございます。次の2点について義務付けるものでございます。1点目として、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置でございます。2点目として、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置、これは育児休業に係る研修の実施や相談体制整備等でございます。最後に、3の施行期日につきましては、

令和4年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。条例の名前ですが、職員の育児休業等に関する、概要を見ても新旧対照表を見ても等が多いんですが、最初のこの職員の育児休業等というのは、妊娠又は出産を意味するのか、それとも部分休業なんかを意味するのか、どこを指しているのでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）育児休業等の等につきましては、部分休業と育児短時間勤務を指しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）そうしましたら、この19条のどこですかね。16条中の下の19条が括弧のところ、妊娠又は出産等、等ってまたあるんですけど、こちらの新旧対照表も裏側のところ、等があるんです。この等は今度また何を指しているのでしょうかね。もう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）育児休業の対象者につきましては、妊娠・出産だけでなく、里親等になられた方につきましても対象となりますので、そのように記載しております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

説明員入替えのため、暫時休憩をします。再開は10時20分。速やかにお願いします。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時22分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第9、第6号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）まず初めに、進行を遅らせまして御迷惑をおかけいたしました。

第6号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第10号。この度の補正予算につきましては、町債元金繰上償還事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）第6号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第10号について御説明いたします。まず、この度の補正予算の編成に当たっては、国の経済対策と連動し、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体として編成しており、国の補正予算に係る財源の活用が見込まれる事業については積極的に前倒しをしてこの度の補正予算で計上し、財源を確保しながら、繰越し事業で対応するように取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の歳入において、これまでの補正予算で充当していた事業で一部不用が生じたものは、他の事業へ財源振替を行っております。また、この度の補正予算では決算見込みに基づく各種事業費の増減や人件費関係の増減等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となった予算の減額措置を行っております。その他精算に伴う前年度国・県支出金の返還金の増やこの度の特別会計補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、これらのそれぞれの個別の説明は一般会計、特別会計共に省略をさせていただき、主な事業について御説明させていただきます。なお、工事関係費の増額については工事等箇所図を提出しておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

それでは、資料8の令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料8の18ページをお願いいたします。上から三つ目、庁舎管理事業につきましては、燃料費高騰等に伴う燃料調整単価の増により光熱水費に不足が見込まれるため増額するものでございます。次に、20ページをお願いします。一番上のふるさと納税推進事業については、ポータルサイトの拡充によりふるさと納税が増加したことにより、

歳入ではふるさと納税収入の増額補正をし、併せて歳出では返礼品代等関係費として委託料を増額いたします。なお、報償費については包括委託方式に切り替えたことに伴い、減額をいたします。次に、26ページをお願いします。下から二つ目、住民基本台帳システム改修事業については、マイナンバーカード所持者がオンラインにより転出届や転入予約を行うことができるようにするためのシステム改修業務委託料の増で、財源として国庫支出金を活用し、繰越明許費を設定いたします。次の社会保障・税番号制度運営事業については、マイナンバーカード申請件数の増加に伴う地方公共団体情報システム機構への交付金の増で、その財源として国庫支出金を活用いたします。

次に、44ページをお願いします。一番下の幼保小連携推進事業については、町内の幼稚園、保育所等に電子黒板を導入し、町立小学校とオンラインでつながる環境を整備するもので、後ほど出てくる小中学校での電子黒板の導入とセットで行うものでございます。財源としては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、46ページをお願いします。下から二つ目の、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業については、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の取組に対して補助金を交付するもので、その財源として国の交付金を活用いたします。次に、48ページをお願いします。下から三つ目の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業についても、放課後児童支援員等の賃金改善の取組に対して補助金を交付するもので、その財源として国の交付金を活用いたします。

次に、54ページをお願いします。上から二つ目、火葬料助成事業については申請件数が当初見込みを上回ったことによる火葬料補助金の増でございます。同ページ下から二つ目、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、令和4年3月から、5歳から11歳に対しての新型コロナウイルスワクチンの接種が開始となることに対応するもので、財源として国庫負担金及び国庫補助金を活用し、繰越明許費を設定いたします。

次に、68ページをお願いします。一番下の橋りょう修繕事業については、唐谷橋橋りょう補修詳細設計業務について、本年度事業として追加で実施するもので、財源としては国庫補助金と補正予算債を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、70ページをお願いします。下から三つ目、海田総合公園指定管理事業は指定管理事業者に対する新型コロナウイルスの感染拡大に伴う減収分の補償金の増で、財源として臨時交付金を活用いたします。次に、72ページをお願いします。一番下の地籍調査事業については、国の経済対策に係り令和4年度実施予定としていた箇所を令和3年度へ前倒し対応する

もので、財源としては地籍調査費負担金を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、76ページをお願いします。一番下の急傾斜地崩壊防止事業については、県指示額が増加したことによる負担金の増で、財源として起債を活用いたします。

次に、82ページをお願いします。中段、3の小学校改修事業については、海田小学校本館上裏等の修繕工事を行うもので、財源として起債を活用し、繰越明許費を設定いたします。次の7、小学校空調設備改修事業については、海田西小学校の空調設備改修を行うもので、財源として国庫支出金及び補正予算債を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、84ページをお願いします。小学校ICT活用事業については、タブレット端末を効果的に活用するための電子黒板の整備と、また児童数の増加に対応するため、タブレット端末及び充電保管庫を整備するもので、財源として国庫支出金を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、86ページをお願いします。中段、5、中学校空調設備改修事業については、海田西中学校の空調設備改修を行うもので、財源として国庫支出金及び補正予算債を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、同ページ一番下の中学校ICT活用事業については、小学校と同様にタブレット端末を効果的に活用するための電子黒板の整備と、また生徒数の増加に対応するため、タブレット端末及び充電保管庫を整備するもので、財源として国庫支出金を活用し、繰越明許費を設定いたします。次に、90ページをお願いします。ふるさと館改修事業については、ふるさと館1階ホール等の空調設備改修を行うもので、財源として起債を活用し、繰越明許費を設定いたします。

次に、96ページをお願いします。上から二つ目、町債元金繰上償還事業については、平成30年度と令和元年度に借入れをした海田公民館整備事業債の繰上償還を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳出補正に連動した特定財源の増減等がございますが、件数が繰返し多く出てまいりますので、これら個別の説明は省略し、主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、2ページをお願いします。まず、町税については決算見込みに基づき、それぞれの税目について増減補正するものでございますが、特に上から二つ目の固定資産税については新築家屋の増等による上振れ要素はあるものの、新型コロナウイルス感染症対策として中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る軽減特例措置がなされた影響により、固定資産税全体では減額補正となっております。

次に、4ページをお願いします。上から二つ目、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、先ほど税収で述べました固定資産税に係る新型コロナウイルス感染症対策としての特例措置に伴う地方減収影響額を全額国が補填するものでございます。次の普通交付税につきましては、令和2年度国税決算及び令和3年度国税収入の増額補正に伴い、普通交付税が再算定され、増額されたものでございます。

次に、8ページをお願いします。下から2段目、総務費交付金の広島県未来の地域づくり応援交付金については、地域の活力向上や持続的なまちづくりにつながる事業に対して、県内全市町に交付されることが決定されたことを踏まえて増額するもので、庁舎移転事業に充当いたします。

次に、10ページをお願いします。下から二つ目、物品売払収入については、マイクロバスの廃車に伴う売払収入が当初見込みを上回ったことによる増でございます。次の一般寄附金については、ふるさと納税ポータルサイト拡充等に伴い、寄附金収入が当初見込みを上回ったことによる増でございます。

次に、12ページをお願いします。一番上の財政調整基金繰入金については、この度の補正の財源調整のため、減額するものでございます。次の公共施設等整備基金繰入金については、当初予算で計上していた庁舎移転事業の財源部分の一部減額で、先ほど御説明した広島県未来の地域づくり応援交付金をこの3月補正で増額計上し、庁舎移転事業に充当したことに伴い、その同額を基金繰入金から減額し、財源振替するものでございます。次の前年度繰越金については、令和2年度決算剰余金処分に伴う繰越金をこの3月補正予算で整理するものでございます。

次に、14ページをお願いします。町債のうち、一番上の町営住宅大規模改修事業債と一番下の臨時財政対策債については、繰上償還と併せて将来負担軽減の取組として借入額の抑制を図るものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第6号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4億9,522万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億6,575万6,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正は、第2表により年度内完了が見込まれない事業について追加及び変更を行います。また、地方債の補正は、第3表により追加、変更及び廃止を行います。以上で、令和3年度海田町一般会計補正予算第10号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。44ページの幼保連携事業で、電子黒板を導入されるわけですが、これについて民間の保育所から幼稚園について、この電子黒板は貸与なのか貸与なのか、そこちょっと説明をお願いいたします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）電子黒板につきましては、町で購入した後に保育所と賃貸借契約を締結し、無償で貸与するという形で導入いたします。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）貸与ということになりますと、例えばですけど、故障した場合の修理代も町が負担するということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）そのとおりでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）もう一つ、唐谷川の橋なんですけど、この工事等箇所図でいうと、どこがどういうふうに悪いのかちょっと分かりにくいんですが、その点を説明していただきたいと思います。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）唐谷川の橋りょうの補修詳細設計のことですけれども、資料9の工事等箇所図に記載してある位置図の赤い場所、こちらが町道8号線で、総合公園に上っていく道路にかかる橋なんですけれども、これがボックスカルバートっていいまして、四角い箱のようなコンクリートでできた構造になっております。写真に破損状況等を示してあるものについては、そのボックスカルバートの天井の部分になりまして、その一部に亀裂が入り、その隙間、亀裂から中のコンクリート成分が漏れ出しているというふうな状況になっております。この状況からその本体にある程度ひび割れが入っていて、上のアスファルトのほうから水が浸透したものがその隙間を通過して、中の鉄筋等を腐食させたり、コンクリートの強度を低下させている可能性があるということで、今回、修繕の判定をさせていただいて詳細に設計をしていくこととしております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まず最初に、コロナの問題で約3年間、非常に大きな影響を与えてまいりましたが、今回出された補正の中で、三角のところはかなり多くあ

るわけですね。そのことによって、町民に対するサービスが非常に低下をしてきている。言いたいのは、通常やるべき事業がこの問題でできなかった問題。これは総額、金額で示してほしいんですが、どのぐらい影響を与えてきたのか、これが1点。もう一つは臨債のことで、こないだ全協で説明がありましたけれども、国の法律が云々というのがありました。臨債は95億の公債費がある中で45億ぐらいあるわけですね。そのうちの七十何パーセントとかいうのが、この間、説明の中にありましたが、そのリンチョウの扱いの問題について、法で決められた内容でその目的のために変更するというのが、説明を受けたわけですが、今後、リンチョウについて法的に変更があった場合、大きな影響を与えようと思うんですが、その辺はどう考えているのか、どう対応していくのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） まず1点目のこの度の補正予算における額の確定や事業の未執行等による減額としては、全体で約2億3,000万円でございます。次に、2点目の臨時財政対策債に関するところでございますが、こちらについては地方財政計画の中で、今年度、元利償還金に対して100パーセント交付税措置がなされるものとしておりますので、こちらについては今後も引き続き、的確に措置されるものと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 本来、コロナあるいは災害がなかったら、通常の町民サービス、いわゆる事業ですよ、できるものができなかったというのが非常にこの町民にとって、行政のやるべき姿、これがものすごい不満が出てくる、やむを得ない事情もあるでしょう。2款の総務費から十何款まであるわけですが、特にどう言うんですか、この民生費は非常にこの国の支援も受けて努力もされておりますが、本来やるべきこと、町民が生きがいとしてやっていく、そのために行政があるわけですね。いわゆる、自治の目的である福祉の増進というのがそこにつながってくるわけですが、これに大きな影響を与えているというように感じておるわけです。皆さんストレスがいっぱいたまっ、非常に不満を持っておられる、あるいは家に閉じ籠もつとるから認知症がどんどん増えたりという、そういう要因も含めてあるわけですよ。もちろん自治会活動にしても、あるいは地域のつながりにしても、なかなかそれがコロナの問題、理由は分かりますよ、分かりますけれども、本来の行政としてのその取組が非常に希薄になっている。そこら辺は財政として、最終3年度はもう1回補正があるかも分かりませんが、僅かですわ。ほぼ

決算に近い確定の内容ですけれども、そこら辺の町民に対する物心両面にわたっての支援や、あるいは抜けてるところ、行政としてやるべきことができなかつたこと、これはどう考えるのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度のコロナ禍におきまして、町の事業についても中止でありますとか、規模の縮小といったもので対応させていただいております。住民の皆様におかれましても、ふだんであればできる様々な取組がコロナの関係で実施できなかったことがあつたろうと思います。このコロナ禍に対応するために感染防止対策でありますとか、接触しない、直接ではない、リモートといったような形で事業を実施するところもあつて、増額補正もお願いをしておりましたが、3月補正におきましては、それらの整理の結果、減額が大きなものとなつたものでございます。いつまでこのコロナ禍が続くか分かりませんが、住民の皆様のそういった御苦勞に対して町としてできることをいろいろと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと言い忘れましたが、リンチョウの問題、1億5,644万減額なんです。この大きな理由は、この間、全協でも説明がありましたけれども、この問題は事業ができなかつた大きな要因で、本来の当初予算で決めた予算に対する減額、そのことによつて大きく事業に影響をする、しなかつたためにこういうマイナス部分が出てきたのかどうか、それちょっとお尋ねをいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）この度の臨時財政対策債の減額につきましては、先日の全員協議会でも御説明させていただいたところでございますが、この度、普通交付税の再算定に伴いまして、今回限り、臨時財政対策債償還基金費が創設され、1億5,644万4,000円交付されました。これに伴い、その同額を借入抑制を図るものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。1点だけ。2ページと4ページに絡んでの話ですが、まず固定資産税で1億3,500万減額、それから固定資産税に見合う減額になつた関係で、2億3,108万3,000円ですか、これ増額されていますよね。というか、国からの交付金を頂いていると思いますが、結果的にはこれはここの固定資産税減額分に補填されるものと考えられますが、そうすると、固定資産税そのものは町としては全体的に増えている

と、この差額分だけが当初見込んでおるよりも増えているというふうに理解してもよろしいのでしょうか。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 宗像議員の御指摘のとおり、中小企業の関係のものに関しまして、2億3,000万、約2億3,000万、国からの措置がございまして、減額のほうは1億3,500万とさせていただいておりますが、その差額分については当初見込みよりも固定資産税が多く入ったというところでございます。

○議長（桑原） ほかにございせんか。下岡議員。

○9番（下岡） この予算書の6ページ、繰越明許費の一番最後の災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費1,200万になっているんですけども、137号の工事が当初は3年度まで予定していたものが来年度の上期までずれるということで、4千数百万、4千3百幾らなんですけども、これって、事故繰りに相当すると思うんですけども、これの計上はされないのかどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原） 建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊） 今、下岡議員がおっしゃった6ページの11の災害復旧費1,200万円というのは、町道118号線迂回路復旧工事が年度内に完了しないために繰越明許をさせていただくものでございます。その次におっしゃった事故繰りについては、現在、金額については精査中です。先日、その事故繰りに係る、今、執行状況を勘案をしまして、事故繰りの金額というのは精査中でございます。これについては、また改めて議会のほうにお示しするというふうな話でさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 一部工事をやらないからね、不調にすると、予算を失効させるという説明は受けましたけれども、これの今の、具体的に言うたら高岸1号橋の現在まだ工事が始まったか始まらんか、ちょっとよう分からん工事なんですけれども、これ、明確にもうそのときの説明で、来年度の雨季の頃までかかるという説明を受けたわけです。そうすると、当然にこれ令和2年度の予算で3年度に繰り越してきて、契約が終わっていますから、令和4年度に事故繰りができる案件なんです。その分を、だから、どうするのかというて聞いているので、いつ、もう当然、それができないのが分かっているから、今回当然、事故繰りで出してくる案件ではないのかということを知っているんです。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田）事故繰越はこの議会の補正の案件とはちょっと異なりますので、全協でも、特別委員会だったかな、そのときにも御説明しましたが、議会の議決事項ではございません。しかし、そのとき、委員長からの御指摘で事故繰越の内容が決まり次第、常任委員会のほうに報告するよという御指摘をいただいておりますので、その金額等々が分かり次第、常任委員会のほうで御説明を、書類関係を提出のほうさせていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ということは、状況はそうなるということは分かるんですけども、書類上ですよ、繰越明許費計上となっているわけですから、これの記載はどうなるのかというて聞いているんです。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）繰越明許費の記載がどうなるか、今言われた御指摘のところは高岸1号橋のところは事故繰越でございますので、こちらの資料のところには記載はしてありません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっとさっきの続きなんですけど、わしもよう分からんけえ聞くんですけど、今までの工事の、令和3年度の工事で、未執行のところありますよね。それはここに何かの形で載せにゃいけないのかどうか。このままで、また終わった時点でまた臨時議会か何か開いて、そこで内容を説明するのか、そこを1点と、それから、10ページの物品売払収入のところバスだと言われましたよね。コロナで今、バスのことじゃ思いますが、間違うとったらごめんなさい。コロナでバスも研修や何じゃかんじゃ、今、ないが、ちょっと、どのバスか、ちょっと。まだ2回あるけん、先、それ、今の2点、お願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）繰越しとかで未執行の分がどうなるか、予算上どうなるかということですが、現年の場合であればこういった形で削除ということはやりますが、繰越しの分については、その削除という手続はしませんので、そのままお金が流れるという形になります。常任のほうでもちょっと説明させていただきましたが、そういったん流れて、また再度、4年度に当初計上する工事がございますので、それらについて新しく計上するという形を今回は取らせていただいております。もう1回言います

が、繰越しの分についてはここで削除するとかそういった手続はございません。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）バスにつきましては、町の公用車で登録しておりましたマイクロバスの売払いでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だから、さっきの分をどこでどういうふうに精査されるか、そこをちょっと明確に答弁をお願いします。どこでそれを計上されるか、今の未執行の場合はね、私らもやってもらえる思うて待ったんじやが、やってもらえんところがいっぱいあるんじやが、それをどこでどういうふうに計上されるかちょっとそれを。それと、今のバスじゃ言われるけん合うちよると思うんじやが、それを売り払った理由ですね、まだ使えるか、車検受けりゃ使えよったんじやが、コロナで使うこともないわね、今頃。だけど、これ売払いは、公募して売り払われたか、どういうふうにして売り払われたか知らないがね、バスちゅうものは、今、高値で売払いができるんじやから。それと、もう一つは予算、今度の売り払われた、その代わりに何か必要なときは公用車でどのような利用をされるか、その代替ちゅうものをどのようにされたか、4年度の予算には載っていないんだが、そこのをちょっと教えてください。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）ちょっと細かい工事は、先日の常任でいろいろ御説明させていただいたんですが、今、崎本議員が言われる、やってもらえそうな工事がどこかという、ちょっとよろしければ教えていただければ、どういった対応するかというのは御説明のほうをさせていただくんですが、具体的な場所が分かれば教えていただけますか。

（「いっぱい」と呼ぶ者あり）

○建設部長（久保田）いっぱいある。来年度の当初予算で上げるところとかもございませので、そこはもしよろしければ当初予算の説明のところ御説明のほうをさせていただければと考えております。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）マイクロバスにつきましては、平成11年の購入のバスとなっております、大変老朽化してきておりました。走行距離も11万7,000キロとなっております、修繕のほうもどんどんかさんできましたので、故障等、安全を確保するために廃車というか、売り払うことにしております。それから、代替えにつきましては、それぞれの部

署でバスを使うようなことはあったんですけども、それぞれの部署で運転事業者さん等に委託するような予算を各部署で上げる対応としております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 1万何キロじゃ言われましたが、バスで1万何キロ言うたらの、幼稚園よ。11万か、11万なんかまだ幼稚園よ。50キロじゃ100キロじゃいうバスがいっぱいおるんじゃから。車での。巡回バスなんかまだそれたあえっと走っちよるよ。そりゃあ、まあ、そりゃええよ。あと、臨機応変にやるちゅうことで、まあ、そりゃええよ。いっぱいあるいうて、いっぱいあるがどれか分からんようなことじゃいけんよの。未執行でやってないところがいっぱいあるんじゃが、いっぱいあるのがどこか分からんようじゃ、これ駄目じゃわ。早く言やあ、入札、あんたらが出しても入札、参加するもんがおらんかった。それをどういうふうにして今後やられるか、何かの書類で説明しました、説明しましたじゃ、わしら分からんよの。だから、そこをどういうふうにされるか。場所いうたら、一つ言うたら大きな分じゃったら、明飛川の橋かの、4年度まで道路を完成する当初の見込みがあったのがまだできてないでしょう。あれらはどうするか。やっぱりこう書類でちゃんと来年度やりますなら来年度やりますいうて、やっぱりきちっとしたほうがええじゃないかと思うんじゃが、その点についてどうかの。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 143号線のことだとはっきり分かりましたので、それについて御答弁させていただきます。143については、まず御指摘あったように、下部工が不調が続いておりましたので、12月で繰越しの手続を取って4年度にかけてやるという試みをしております。それと、来年度予算の話になるんですが、来年度予算に上部工の設置の工事費を上げております。どうしてもちょっと来年度の予算が一緒になってきたので、この御説明はどうかと思いましたが、そこを説明しないと、なかなか御理解いただけませんので、下部工は不調が続きましたので、来年度にかけて繰越しの手続を12月に取りました。それから、来年度予算で橋りょうの上部工、上のところ、その予算を議決いただければ、その予算で入札のほうをかける、そういう予定でおります。

○議長（桑原） よろしいですか。ほかにございませんか。玉川議員。

○3番（玉川） 資料8の44ページ、児童虐待・DV防止対策事業のほう補助金の返還金が出ておりますが、これについては何らかの事業がされなかったから返金することになったのか、それとも相談件数等が少なかったために返金するようになったのか、どうい

う意味合いで返還することになったかについて御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） こちらの補助金につきましては、虐待関係の事務を執る会計年度任用職員さんの人件費になりますので、その分の受入額と確定の差額が13万4,000円になったものでございます。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） 続きまして、44ページ、同じところの5番の母子家庭等自立支援事業、これが30万、そして、82ページの17番の備品購入のところの要・準要保護児童就学事業のほうの補助金が300万円ほど少なくなっているところ、そして、86ページのこれ、中学校ですね、先ほどのが小学校でこちらが中学校なんですけれども、それぞれ少なくなっている、減額することになっている、これはどういう意味合いでこのように減額がされているのかについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） まず、母子家庭等自立支援事業の30万円の減額でございますが、こちらは高等職業訓練等促進給付費の費用になります。これ、交付申請が7月だったんですけども、7月の交付申請の際に実績がございませんでしたので、9か月分のみを交付申請させていただいて、30万円を減額したものでございます。

○議長（桑原） 教育次長。

○教育次長（森山） 小学校・中学校の準要保護の児童生徒の就学援助事業についての減額でございますけれども、令和2年度にかけまして、コロナ禍で家計急変等があった場合の措置を踏まえて、余分な増額、令和3年度の補正、計上しておりましたけれども、予定よりも申請者数がなかったということで減額をしております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） これら三つの実績がなかったりだとか申請が少なかったりというところについては、例えば、コロナ禍によってなかなか申請に行けなかったとか広報不足があったなどという原因は考えられないのでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（新藤） 母子家庭等の自立支援事業につきましては、余りコロナには関係なく、例年、申請は特にありません。うちのほうでも母子父子自立支援員がおりますので、相談がありましたらこういうのを随時紹介しております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）準要保護の部分につきましては、通常の準要保護の申請に加えまして、令和2年度5月あたりにコロナの関係の申請等を受けるように再度周知を行う、またホームページ等で掲載をしております。令和2年度についての実績はございますけども、令和3年度については同様の周知を行ったんですが、想定よりも申請が少なかったという状況でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）7番、兼山です。何点かなんですが。10ページ、上から二つ目の保育士確保対策事業費の補助金が111万1,000円、それで46ページの歳出のほうで、下から三つ目ですか、保育士確保対策事業、46ページですね。これ、歳入で111万1,000円あって、歳出で保育士対策事業が減額、1歳、2歳の受入れはすることで保育所を確保したと考えていいのか、でも、確保事業そのものがマイナスになっているので、ちょっとこれはどういうふうに考えたらいいかということと、次が36ページで真ん中辺りの上下水道使用料減免事業で、これちょっと参考なんですけど、資料の12を見てみると、参考で資料の12の2ページを見ると、障がい者家庭、こっちの資料12でしたら障がいのがいが平仮名になっているんですね。私の考え的には障がい者は漢字の害でないという、ずっと言い続けているんですけど、こっちの資料12では平仮名で書いてくださっているんですけど、こっちの36ページでは漢字で書いてあるんですね、同じ事業の内容の。上下水道と下水道の。これ、どういうふうに考えたらいいか、2点。同じ海田町としてどう考える、私は平仮名だと考えています。間違いなのか、今後訂正するのか、そういったところも含めて。あと、64ページの一番下、海田町のいわゆる事業継続の応援金が1,000万近くあれですけど、応援しきれないのに第3弾に踏み込んでいるようなんですけど、これ、金券のそのものに問題があったんじゃないかというPDCAの見直しとして、どう考えておられたか。最後、78ページの一番下の地域防災計画で、海田町の国土強靱化計画の委員の謝礼が4万8,000円、これは欠員なのか辞退されているのか分かりませんが、この強靱化計画に議員の名前が全部載っていること自体も私も疑問なんですけど、策定委員ではないのに。だからそこも含めて、これは欠員なのか、御辞退されているかどうか。以上。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（新藤）まず、10ページの歳入、保育士確保対策事業補助金の増額につつま

しては、そこに1・2歳児の受入促進事業と保育コンシェルジュ事業について、予算額より実績を上回ったため歳入を増額しております。46ページの保育人材確保事業補助金の約900万円の減額につきましては、五つ事業がありますが、額が大きいのが保育士宿舍借上支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上げ支援事業といたしまして、保育士を直接雇うのではなく、保育士が働きやすい環境にするために支援する補助金でございますが、これについては実施していただける私立保育所が少なかったために減額するものでございます。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）事業継続応援金第2弾の給付事業でございます。これは今、行っているクーポン事業は第3弾やっておりますけども、この予算書に記載してある第2弾の事業は現金の5万円の給付事業でございます。ですから、ちょっとそこが混同されたのかなと思っております。減額した原因につきましては、当初見込みの件数よりも申請件数が下回ったところでございます。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）国土強靱化の謝礼の件でございます。議員が御指摘ございましたように、謝礼の辞退による減でございます。また計画策定に当たって、議員のほうは検討委員会のほうにはメンバーには入っておられません。資料の後ろのほうに載せている部分につきましては、総合計画でも同じような形で記載をしておりますので、同様なことをさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）36ページの障害者家庭等の害の字でございますが、平仮名で記載すべきところございました。訂正させていただければと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第10、第7号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第7号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

この度の補正予算につきましては、公共下水道事業整備事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 上下水道課長。

○上下水道課長(木村) それでは、第7号議案、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について御説明いたします。一般会計の補正予算と同様に、主なものを御説明させていただきます。

それでは、資料12の令和3年度補正予算説明書にしがいまして、歳出から御説明いたします。資料12の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費、公共下水道事業受益者負担金賦課徴収事業につきましては、当初見込みよりも前納件数が増加したため、前納報奨金を4万5,000円増額するものです。次に、5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の水洗便所普及費、水洗便所設備資金貸付事業につきましては、当初見込みよりも貸付申請が少なかったため、220万円減額するものです。次に、7ページ、8ページをお願いいたします。総務費の下水道管理費、公共下水道管理費、公共下水道管理事業につきましては、新町地内の中筋ポンプの完成時期が今年度末になったことから、これに係る光熱水費及び通信運搬費を減額するものです。また、水質検査業務委託料につきましては執行残を減額するものです。次に、9ページ、10ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費、公共下水道整備費の公共下水道整備事業につきましては、瀬野川右岸排水区中筋雨水幹線整備工事設計書作成業務及び海田公共下水道事前事後調査業務委託料の執行残、海田公共下水道整備工事執行残、水道管等移設補償費執行残に伴い、合計で2,590万円を減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。負担金及び負担金の事業費負担金、公共下水道事業受益者負担金につきましては、農地転用などに伴い受益者負担金の猶予が解除され納付された方が見込みよりも増加したため、158万8,000円増額するものです。次に、障がい者家庭等下水道使用料減免負担金に

つきましては、対象件数が見込みよりも増加したため、9万7,000円増額するものです。次に、諸収入の延滞金、加算金及び過料の延滞金の下水道受益者負担金等延滞金につきましては、滞納者からの納付が見込みよりも増加したため、26万1,000円増額するものです。そのほかの歳出の減額に伴う歳入の減額を行っておりますが、これらの説明につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、議案について御説明をいたします。第7号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3,479万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億7,409万6,000円とするものでございます。次に、繰越明許費の補正でございます。3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正につきましては、総務費、総務管理費の地方公営企業法適用事業につきまして、当該事業が令和3年度と令和4年度の2か年で実施するものであるため、令和3年度分の執行残472万1,000円を繰越するものでございます。次に、地方費の補正でございます。4ページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、対象事業費の減により起債の限度額を流域下水道につきましては770万円から460万円、流域関連公共下水道につきましては1億2,520万円から1億460万円に減額するものでございます。以上で、令和3年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと1点だけ分からないからお聞きしますが、10ページの執行残よの、これの2,590万余り多いんじやが、この中で工事請負費が1,900万ほどあるんじやが、これは皆入札執行残か、一番多いのはどこかちょっとお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）こちらにつきましては、雨水整備の中で尾崎川周辺の浸水対策工事を行うこととしておりましたが、その中で計画しておりました幹線雨水の改修につきまして、隣接する宅地にマンションが今建設されておるんですけれども、そのマンション事業者と協議をした結果、事業者さんのほうで水路のかさ上げを実施していただけるということになりましたので、それに係る工事費約1,500万円が不用になったものが含まれておるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第11、第8号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第8号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、一般被保険者療養給付費事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 住民課長。

○住民課長(近森) それでは、第8号議案、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

資料13の令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から説明いたします。資料13の10ページをお願いします。一番上の一般被保険者療養給付事業については、令和2年度の医療費の新型コロナウイルスによる受診控え等の影響による大幅な減少の反動により、令和3年度の給付費が見込みを上回るため、1,051万9,000円増額するもので、財源として普通交付金を活用します。次に、26ページをお願いします。特定健康診査等事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による健診者数が見込みを下回る等のため、特定健診の業務委託料等を328万7,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。2ページをお願いします。一番上の災害等臨時特例補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険税の減免の特例措置に伴う地方税収影響額に対し、10分の6を災害等臨時特例補助金、10分の4を特別調整交付金、合計172万1,000円で補填されるものでございます。その二つ下の普通交付金については、先ほど、一般被保険者療養給付事業のところで御説明しました療養給付費の増に伴う増額補正等に伴い、普通交付金を1,036万

4,000円増額するものでございます。次に、下から2番目の前年度繰越金については、令和2年度決算剰余金処分に伴う繰越金2,645万2,000円を整理するものでございます。4ページをお願いします。一番上の一般被保険者第三者納付金については、第三者求償が完了したため、667万4,000円増加するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第8号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に705万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億5,598万4,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。ちょっと分からんのでお聞きしますが、新型コロナで陽性になられた方、入院されたりすると思うんですけど、それについての費用というのはこちらから出るのか、それとも県のほうから出るのか教えてください。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（近森）その費用につきましてはこちらから出るんじゃなくて県からとなっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。第8号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第9号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第9号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号。この度

の補正予算につきましては、居宅介護サービス給付費事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） それでは、第9号議案、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料14、令和3年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。資料14の保険事業勘定の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の簡易陰圧装置整備事業につきましては、整備を行う二つの施設のうち、一つの施設について1台当たりの整備費用が減少したため、1,779万4,000円を減額するものでございます。次の換気設備整備事業につきましては、6台を整備する予定でしたが、施設の意向により5台に変更となったため、94万円を減額するものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業につきましては、利用者数及び1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、1億851万9,000円を増額するものでございます。29ページ、30ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業につきましては、保険給付費の増加に伴い、2,296万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について主なものを御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款、支払基金交付金の介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金1,467万6,000円の増額及び4款、国庫支出金の国庫負担金の介護給付費法定負担金1,248万1,000円の増額につきましては、介護給付費の増加によるものでございます。3ページ、4ページをお願いいたします。5款、県支出金の県補助金の地域医療介護総合確保事業補助金につきましては、歳出のところで御説明しましたとおり、簡易陰圧装置整備事業の整備費用が減少したため、1,779万4,000円を減額するものでございます。5ページ、6ページをお願いいたします。7款、繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の増加に伴い、2,011万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。35ページ、36ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業につきましては、介護予防ケアプラン作成業務の委託件数が見込みを上回ったため、29万1,000円

増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。33ページ、34ページをお願いします。

1 款、サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入につきましては、介護予防ケアプラン作成件数が見込みを上回ったため、40万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第9号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,370万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を21億7,681万9,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に32万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を1,814万3,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑ございませんね。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第10号議案、令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第10号議案、令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

この度の補正予算につきましては、保険料等納付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第10号議案、令和3年度海田町後期高齢者医療特別会

計補正予算第1号について御説明いたします。

資料15、令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料15の3ページ、4ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、保険料等負担金のうち保険料保険基盤安定分及び延滞金、また確定した前年度繰越金と合わせて494万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。1款、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料につきましては、見込みを上回ったため、547万9,000円を増額し、次の普通徴収保険料につきましては、見込みを下回ったため、1,044万8,000円を減額するものでございます。3款、繰越金の前年度繰越金につきましては、額の確定に伴い、45万円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から494万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を3億9,580万5,000円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第10号議案については原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第14、施政方針について、町長より申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）本議会に提案しております令和4年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和4年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済については新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られます。今後の先行きについては各種政策の効果等により景気の持ち直しが期待される一方で、感染拡大による影響や原材料価格の動向による下振れリスクの高まりなどに十分注意する必要がありますと言われております。次に、令和4年度の地方財政対策については、国において地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化に必要な措置などが講じられます。次に、広島県経済の動向については、先行きの景気は徐々に改善に向かうことが期待される一方で、感染症の影響などが県内の経済金融情勢に与える影響を注視する必要があるとされています。このような中、令和4年度の本町の税収の動向については、個人住民税は雇用・所得環境において大きな変化は見られず、横ばいを見込んでおります。一方、法人町民税については、事業者によっては年度間の変動が大きいところではありますが、一部の自動車部品製造関連法人などの法人税割において増収を見込んでおります。また、固定資産税についても設備投資の増加や新築家屋の建築などにより増収が見込まれることから、令和4年度の町税総額では増収を見込んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年度に9回、令和3年度は10回にわたる補正予算により必要な予算を確保し、国や県と連携しながら感染防止対策をはじめ、家計支援や子育て世帯の生活支援、事業者支援、医療機関支援等、様々な事業に取り組んでおります。新型コロナウイルスワクチンについては、3回目の接種や5歳から11歳の方への接種について、円滑かつ速やかに接種できるよう取り組んでまいります。引き続き、マスクの着用、手洗い、うがいや手指消毒の徹底、人と人との距離の確保や定期的な換気などの実践を呼び掛けながら、町民の生命と生活を守る取組を推進してまいります。

次に、災害対策について申し上げます。本町では台風や豪雨など幾多の災害を経験し

ており、平成30年7月豪雨災害でも大きな被害を受けました。これらの災害の経験や教訓を踏まえ、土砂災害や河川氾濫、地震や津波など様々な災害を想定し、災害発生時に迅速な避難行動を促せるよう、的確に避難情報を発信する体制を整えてまいりました。また、災害の記憶を風化させないために、自主防災組織や学校での防災講話などを実施し、防災意識を高め、自ら命を守る行動が取れるよう取り組んでいるところでございます。近年、台風や豪雨が激甚化・頻発化する傾向にあり、また近い将来、発生するとされている南海トラフ地震のリスクも想定されます。令和3年12月に策定した海田町国土強靱化地域計画を実行に移し、大規模自然災害から町民の生命や財産を守るとともに、地域・経済への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興が可能となるよう強靱な地域づくりを計画的に推進してまいります。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。町全体の人口につきましては、令和3年12月末時点で、1年前から68人増加して3万403人となりました。自然増が55人、社会増が13人と、自然増減及び社会増減の両方で増加しております。この傾向を持続できるよう、第5次海田町総合計画の五つのまちづくりの視点であるライフステージに応じた支援、次世代を担う人材の育成、災害復旧・インフラ強靱化の推進と、防災・減災体制の強化、多様な魅力による集客とまちの活性化、持続可能な都市基盤の整備を踏まえながら、海田町らしさを生かした暮らしやすさを実感していただけるよう持続可能なまちづくりを進めてまいります。また、令和4年度を開始年度とする海田町都市計画マスタープラン及び海田町立地適正化計画に基づき、快適で住み良い都市づくりの推進を図るとともに、居住機能や都市機能の適正な立地誘導によるコンパクトシティの実現に向けて取り組んでまいります。庁舎移転事業については、令和5年9月の開庁に向け、着実に事業を推進してまいります。また、広島市東部地区連続立体交差事業の促進や令和4年度末までに全線開通する東広島バイパスに続き、広島南道路の更なる整備促進を図りながら、まちの活性化に向けて全力で取り組んでまいります。

続いて、令和4年度の重点取組事項に関して、第5次海田町総合計画の体系に沿って、令和3年度補正予算対応分も含めて、主な新規・拡充事業を中心に御説明いたします。

1点目の子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりにつきましては、全ての家庭において子どもを安心して産み育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。かいた版ネウボラについては、新たに発達支援を事業として位置付け、子どもの発達に不安を抱える保護者に寄り添い、就学後を見据えた療育につなげる取組

を推進してまいります。また、産後支援が必要な母子を対象に、助産師が自宅を訪問する訪問型サービスを実施いたします。更に、妊娠期から赤ちゃんの睡眠についてより深い理解が得られるよう、睡眠に特化したパパママ教室を開催いたします。町内の保育所、認定こども園、幼稚園と町立小学校との連携強化及び児童の就学前後の不安解消を目的とした小1プロブレム対策として、電子黒板を導入し、オンラインでつながる環境を整備することにより、子どもたちの育ちと学びを連続させていく幼保小連携を推進してまいります。保育所等及び児童クラブ整備については、保育を必要とする子どもの数の増加を見込んで、西浜保育所跡地を活用した民間事業による施設整備により定員拡充を図り、今後の保育需要に対応してまいります。また、疾病等を理由に、保育所での集団保育等が困難な児童を一時的に預かる病児・病後児保育施設を新たに海田市駅前に設置することにより、安心して子育てできる環境を整えてまいります。併せて、保育士や児童クラブの支援員等を対象とした賃金引上げの取組により、現場で働く方々の処遇改善を図ってまいります。次に、児童虐待等の予防については、広島県が実施する子どもの予防的支援構築事業のモデル市町として、令和3年度に実施したデータ分析に続き、令和4年度は人工知能を活用した児童虐待等のリスクを予測するシステムを構築するとともに、リスク予測を参考とした子どもや家庭への支援を行う体制を整備してまいります。特定不妊治療については、令和4年度から保険適用になることを踏まえ、保険適用外の先進的な治療について町独自に助成を行い、妊娠を希望する方を支援してまいります。次に、学校教育の充実につきましては、令和4年度も夢と志を持ち、挑戦する児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区において学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを基盤として、小中一貫教育を充実させ、地域とともに歩む信頼と特色ある学校づくりに取り組んでまいります。また、新学習指導要領の趣旨の実現を目指し、各施策を引き続き進めてまいります。その両輪となるものが海田版学びの変革推進事業と、ICT活用・グローバル人材育成事業でございます。特にICT活用については、これまでに整備した全町立小中学校の高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末に加えて、令和4年度は全ての普通教室に電子黒板を整備いたします。これらの環境を効果的に活用することで教育の充実を図り、これからの社会で生きていくための資質・能力の育成に努めてまいります。小学校で必修化されたプログラミング教育においても、ICT環境の活用により、論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成を目指してまいります。また、学校に行きづらくなっている児童生徒に対し、ICT機器を活

用したオンラインによる支援を行うなど、悩みを抱えている児童生徒に対する支援に取り組んでまいります。教育環境の整備につきましては、学校施設の衛生環境の改善や老朽化等に対応するため、トイレの洋式化や施設の長寿命化改修を計画的に進めてまいります。また、海田小学校と海田東小学校本館の老朽化詳細調査を進め、安心安全な教育環境の確保に努めてまいります。教職員の働き方改革につきましては、統合型校務支援システムの活用や学校給食費公会計化の導入により、教務事務の効率化、業務の負担軽減、時間外勤務の削減等を図ってまいります。

2点目の災害に強いまちづくりにつきましては、ハード・ソフトの両面で災害に備え、安心して暮らしていけるよう、災害の防止、災害対応の充実、暮らしの安全・安心の確保に取り組んでまいります。再度、災害の防止につきましては、引き続きインフラ強化を進めていき、自然災害への対応として、土砂、地震、浸水、高潮、洪水の各災害の対策に取り組んでまいります。まず、土砂対策については、広島県が実施する砂防えん堤の早期完成を関係機関に強く要望するとともに、町が進める西ノ谷川支川周辺の避難路の確保に取り組んでまいります。地震対策については、新たな海田町耐震改修促進計画に基づき、補助制度の拡充を通じて地震に強い住環境整備を推進してまいります。浸水対策については、尾崎排水機の増設を関係機関に強く要望するとともに、平成30年7月豪雨で越水した森川の改修設計と、瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事に取り組んでまいります。また、下水道による浸水対策を計画的に進めるため、雨水管理総合計画の策定に着手します。瀬野川の高潮対策については、引き続き、早期完成に向け推進されるよう関係機関に強く要望をしてまいります。洪水対策については、瀬野川の土砂浚せつについて広島県へ強く要望してまいります。次に、避難行動の促進及び地域防災力の向上につきましては、海田町防災対策基本条例の基本理念である自助、共助、公助の考え方の下、災害に強いまちづくりを推進してまいります。災害時に住民の皆様が迅速かつ安全に避難行動が取れるよう、避難情報等を提供する防災アプリに高潮ハザードマップ情報を加えるなど、機能強化を図ってまいります。また、まちづくり出前講座や訓練などを通じて、防災知識の普及啓発に努め、令和4年度は町と住民が連携した避難に備えた防災訓練を実施し、本訓練の中で、住民一人ひとりの防災行動計画、ひろしまマイ・タイムラインや防災アプリの利用促進を図り、避難率の向上に向けて取り組んでまいります。更に、近年、気候変動により激甚化・多様化する災害に対応するため、消防団に救命ボートを整備し、大規模浸水害に対応すべく体制を構築してまいります。防

災行政無線については、役場庁舎移転に伴う親局設備の移設に合わせ、エリア外及び難聴地区の解消に向けた整備を実施し、住民の皆様の安心・安全のための情報発信を行ってまいります。

3点目の地域特性を生かした基盤整備によるまちづくりにつきましては、災害時の迂回路機能や各公共施設のアクセス機能を確保するとともに、民間投資や需要を喚起し、人流・物流の効率化や成長基盤を強化するため、道路ネットワーク形成を図り、計画的にまちづくりを進めてまいります。都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の具現化を図るため、JR海田市駅周辺における中心拠点づくり構想の策定を行い、海田東地区においては新たな交通拠点の整備に向け、JRの新駅誘致の検討を行うための基本調査などを行うとともに、地区の拠点となる施設の整備に向けた基本構想の策定を行ってまいります。更に、市街化区域内の災害リスクの高い区域などについては、市街化の抑制を図るため、市街化区域から市街化調整区域に編入することを目的として、区域区分の見直しに係る素案を作成するとともに、計画的な土地利用の誘導を図るため、用途地域や容積率の見直しを行ってまいります。東広島バイパスについては、令和4年度末の全線開通後を見据え、バイパスの整備に伴い、町の中心部にできる高架下の土地について有効活用を図るため、住民の意見を踏まえながら、活用方法について検討をしてまいります。また、町内の都市計画道路については、中店窪町線の事業着手に向けて事業認可の取得や物件調査に取り組むとともに、新畝橋を中心とした区間について、畝曾田線整備事業を進めるため、新畝橋の詳細設計を行ってまいります。海田町町内循環コミュニティバスについては、利用者アンケート等を実施し、2ルート制移行後の効果を検証するとともに、令和5年度の新庁舎移転後の運行を視野に入れ、利用者の利便性向上につながる運行見直しを検討してまいります。海田総合公園については第2期整備区域において、自然と親しむスポーツ・レクリエーションの場として整備を進めてまいります。水道事業については、蟹原浄水場の浸水対策を進めるため、実施設計に取り組んでまいります。また、国信浄水場改修については令和5年度末までを工期とし、電気・機械設備の改修工事に取り組んでまいります。管路更新については、老朽化した基幹管路の基本設計を行うとともに、配水管の布設替工事を実施し、計画的な管路の耐震化を推進してまいります。公共下水道事業については、将来にわたる持続可能な経営基盤の強化のため、令和5年度からの地方公営企業法の適用に向けた移行事務に取り組んでまいります。

4点目の健康で安心して暮らせるまちづくりにつきましては、健康寿命の延伸と地域共生社会の充実を目指していくことが重要となります。健康寿命の延伸を図るため、健康や医療、介護などの連携強化に取り組みます。地域共生社会の充実については、これまでの支え手、担い手という関係を越えて、年齢や障がいの有無などに関係なく住民一人ひとりや地域の多様な主体が支え合い、それぞれの暮らしと生きがい、地域を共に創っていけるよう地域福祉の推進に取り組んでまいります。健康づくりの推進については、健康や子育て、福祉に係る新情報サイト、かいたすで情報を発信し、健康増進や介護予防等の普及啓発を行ってまいります。また、各種健診については、コロナ禍を踏まえ、電話勧奨等により受診率の維持や向上に取り組むことで、住民の健康の保持及び増進を図ってまいります。高齢者福祉の推進については、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、通いの場の充実や保健事業と介護予防の一体的な実施など、健康の維持、フレイル予防及び介護予防の取組を進めてまいります。また、令和4年1月から開始した高齢者いきいき活動ポイント事業に、更に多くの方に参加していただけるよう、事業の周知に努め、健康寿命の延伸、介護予防、社会参加を推進してまいります。生活困窮者への支援については、引き続き、相談支援体制を確保し、長引くコロナ禍の影響を受けた方を含め、相談者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。子宮頸がんに関するワクチンの接種については、国の積極的な勧奨の差し控えの方針が変更されたことから、中高生の対象者に対し個別勧奨を行うとともに、接種機会を逃した方への接種についても個別に周知してまいります。

5点目の誰もが輝くまちづくりにつきましては、住民一人ひとりのもとより海田町出身の人たち、通勤や通学など海田町に関係を持つ人たちが町への関心と関わりを持ち続け、海田町という舞台で挑戦と活躍ができる環境づくりに取り組んでまいります。優れた芸術を提供できる機会を増やすため、新たに公共ホール音楽活性化事業を行ってまいります。また、本町の歴史文化を継承していくため、文化財や織田幹雄氏の偉業の情報発信等に努めてまいります。芸術文化・スポーツの振興については、海田町文化スポーツ協会と協働で進めてまいります。男女共同参画社会の形成促進については、第3次海田町男女共同参画基本計画を策定し、職場や学校、家庭や地域などあらゆる場面において、誰もがそれぞれの個性と能力を發揮できる環境づくりを進めてまいります。また、パートナーシップ宣言制度を、令和4年10月1日から実施いたします。性の多様性が理解され、人権が守られ、それぞれの生き方が尊重される社会となるよう取組を進めてま

います。

6点目の環境に優しいまちづくりにつきましては、豊かな自然環境の保護はもとより、自然と人の共生に向け、地球温暖化対策の推進、環境保全と循環型社会の形成、自然に親しむ環境の整備に取り組んでまいります。温室効果ガス排出量の削減については、電気使用量削減のため、町有施設の照明のLED化を推進してまいります。また、海田町公衆衛生推進協議会等と連携し、環境に対する意識啓発を実施してまいります。

7点目のにぎわいと交流のまちづくりにつきましては、まちづくりや地域活性化などに関する多様な活動の連携と好循環による地域力の更なる向上に取り組んでまいります。また、町内の様々な地域資源を更に磨き上げ、魅力を発信することで、関係人口の増加や地域活動の活性化を積極的に支援してまいります。町の地域資源を生かしたガイドツアーの支援・活性化のため、西国街道のガイドボランティア養成講座を開催し、ボランティアの育成を図り、また、日浦山登山のきっかけとなるよう、登山記念バッジを作成し、販売いたします。昨年、実施できなかった大下剛史氏の町民栄誉賞受賞記念行事を実施し、輝かしい業績を周知してまいります。また、令和3年12月に織田幹雄氏が世界陸連から世界の陸上界の歴史において、多大な貢献を果たした個人として授与されたヘリテージプラークの受賞記念事業を行い、功績をたたえとともに、アスリートによる講演会を開催し、スポーツに取り組むことのすばらしさを伝えてまいります。

8点目のデジタル化の推進につきましては、来庁者に対するサービス向上と来庁の不要化によるサービス向上を図るとともに、行政サービスの更なる向上につながるよう業務効率化を行い、持続可能な行政運営に取り組んでまいります。デジタル技術を活用した来庁者に対するサービス向上については、新たに総合申請システムを導入し、来庁者に対する証明書取得の省力化、複数の手続きがある場合の申請書記入の省力化、情報の連携による待ち時間の短縮などを図ってまいります。また、来庁の不要化によるサービス向上については、現在、コンビニエンスストアで交付している証明書について、住民票などに加え、新たに個人町県民税課税証明書、所得証明書を追加してまいります。業務の効率化については電子決裁システムを導入し、文書量の削減による環境への配慮を図るとともに、文書管理の適正化及び効率化を図ってまいります。また、執務環境については、多様な働き方に対応できるようモバイルパソコンを導入し、リモートワーク環境の整備を図ってまいります。本町の電算業務の根幹である基幹システムについては、ガバメントクラウドへの移行を見据え、ガバメントクラウド方式での更新を行ってまい

ります。

最後に、令和4年度の本町の予算編成につきましては、第5次海田町総合計画に掲げた施策を推進するため、必要な財源を確保し、重点的に予算を配分するとともに、国の経済対策と連動し、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体として編成しております。町財政を中長期的に持続可能なものとしていくために、海田町中期財政運営方針に基づき、計画的かつ安定的に財政運営を行ってまいります。以上、施政方針を申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するため、議員各位並びに町民の皆様の声を受け止め、町政発展にまい進する所存でございます。職員一丸となって、海田町に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるような暮らしやすさが実感できるまちづくりに取り組んでまいります。

失礼いたしました。16ページのところで、健康で安心して暮らせるまちづくりのところの健康寿命の延伸を図るため、保健や医療、介護などの連携の強化に取り組むに訂正をさせていただきます。それと、地域共生社会の充実について、これまで支え手、受け手に変更をさせていただきます。それから、19ページのところの、またパートナーシップ宣誓制度を令和4年10月1日から実施いたしますに変更させていただきます。以上で、施政方針演説を終わります。

○議長（桑原）以上で、施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集いただきますよう、お願いを申し上げます。本日は大変御苦労様でした。

午後1時41分 延会